

東京都北区結核・精神医療給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和四年二月一日

東京都北区長
花川與惣太

に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区結核・精神医療給付金の支給に関する規則別記第二号様式、第四号様式及び第八号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年二月三日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第九号

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区国民健康保険条例施行規則（昭和五十七年七月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「条例第九条の二」を「法施行規則第二十六条の三」に、「国民健康保険標準負担額減額認定申請書」を「国民健康保険食事療養標準負担額減額認定申請書」に改め、同条第二項中「東京都国民健康保険標準負担額減額認定証（第四号様式の二）」を「法施行規則別記様式第一号の六の規定による東京都国民健康保険食事療養標準負担額減額認定証」に改め、同条第三項中「国民健康保険標準負担額減額認定証（第五号様式の五）」を「国民健康保険食事療養標準負担額減額不承認通知書（第五号様式の四）」に改める。

第八条の三第一項中「第二十七条の十四の四」を「第二十七条の十四の五」に改め、同条第二項中「東京都国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（第五号様式の四）」を「法施行規則別記様式第一号の九の規定による東京都国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」に改め、同条第三項中「第五号様式の五」を「第五号様式の四」に改める。

第八条の四第一項中「第二十七条の十四の二」の下に「又は第二十七条の十四の四」を加え、同条第二項中「東京都国民健康保険限度額適用認定証（第五号様式の

2 この規則による改正前の東京都北区国民健康保険条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別記第四号様式の二、第五号様式の四及び第五号様式の六の規定により交付されている認定証は、これらの認定証の有効期間の満了する日までの間は、この規則による改正後の東京都北区国民健康保険条例施行規則第八条

3 この規則の施行の際、改正前の規則別記第四号様式の二、第五号様式の三、第五号様式の四及び第五号様式の六の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができ。

東京都北区立保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年二月九日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第十号

東京都北区立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立保育所条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一 東京都北区立滝野川北保育園の項中「一六三」を「一六五」に改める。

別表第二中

東京都北区立王子北保育園

二〇

を

東京都北区立王子北保育園	二〇
東京都北区立滝野川北保育園	三〇

に改め、「王子北保育園」の下

に「滝野川北保育園」を加える。

付 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年二月十五日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第十一号

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則
東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成十二年三月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記第十八号様式中「五」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則別記第十八号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、なお使用することができる。

東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年二月二十二日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第十二号

東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を
改正する規則

東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十八
年三月東京都北区規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「（児童室、子どもセンター、子ども・ティーンズセンター及び
学童クラブを含む。）」を「及び放課後児童健全育成事業」に改め、同条中第十号
を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

付 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都
北区規則で定める日を定める規則を公布する。

令和四年二月二十五日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第十三号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和二年五月東京都北区条例第二十一号）付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日は、令和四年六月三十日とする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則の廃止）

2 東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則（令和三年十一月東京都北区規則第七十三号）は、廃止する。